

支援部だより



宮城県立支援学校小牛田高等学園
支援部
令和6年11月1日発行

障害年金(障害基礎年金)と 福祉サービスについて

障害基礎年金

知的障害や発達障害は子どもの頃からの障害なので、事前の準備を行い、手続きをすれば障害の程度*によりませんが、**障害基礎年金**を受け取ることができます。手続きは20歳を過ぎてからでもできますが、早めに準備をすることで、20歳になってすぐに受け取ることができます。ただし、申請者全員が受給されるものではなく、**障害の程度**により認められない場合もあるので市区町村の役所にご相談ください。

*障害の程度は1級、2級の他、「てんかん」「発達障害」の認定基準もあります。

申請条件などもあり、仮に支給が受けられなくても、地域で豊かに生活できる方法はたくさんあります。困った時には、役所や地域の相談支援事業所に相談してみてください。一緒に考えていただけます。

障害福祉サービス

障害があることで日常生活や社会生活に困難を感じる方も多くいらっしゃいます。「障害福祉サービス」はそういった困難に対して手助けとなる福祉サービスです。サービスは「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」の3種類にわけられます。その中のサービスをいくつかご紹介します。



*「**介護給付**」:主に生活する際の介護が必要な人が使いますが、障害支援区分1の人でも利用できるものもあります。

短期入所…短期間施設に泊まることのできるサービスです。

- ・家族の入院やその他の事態で、本人が家に一人で残らなければならなくなったが、一人で生活するには不安があるとき
- ・障害のある人の家族が介護を少し休みたいときなど

*「**訓練等給付**」:働くための訓練をする人、自立を目指す人などが使います。

就労移行支援 **就労継続支援(A型, B型)**…働くための力をつけるサービスです。

- ・一般企業等への就労を希望するときや、支援を受けながら働くことを希望するときなどに利用できます。

グループホーム…卒業後、家から離れて生活するときに利用できます。

*「**地域生活支援事業**」…都道府県や市町村が実施する福祉サービスの呼び名です。

日中一時支援…福祉施設で昼間に一時預かりをするサービスです。

- ・学校の放課後や夏休みなどに、一時預かりができる「放課後等デイサービス」などがあります。

移動支援…外出などをお手伝いするサービスです。



☆☆手帳があると使える制度☆☆

療育手帳や身体障害者手帳などの障害者手帳を持っていると、鉄道やバス、タクシーの運賃や携帯電話料金などの割引を受けることができます。手帳の区分によって「付き添いの人も割引」、「本人だけ割引」などがあります。また、この割引のルールは手帳の等級や種類、市町村によっても違うので、直接聞いてみるのが大切です。市町村で毎年出している障害福祉ガイドブックなどの冊子やホームページでも確認できます。その他、公共施設の利用割引や税金の軽減なども受けることができますのでご紹介します。

<どんなものが割引になるかというところ・・・例：仙台市の場合>

☆バス・地下鉄・・・「ふれあい乗車証」の交付を受けると、市営バス・宮城交通・地下鉄の市内区間を無料で利用できます。

☆JR旅客運賃の割引・・・JR運賃の場合は片道100 km以上が対象



☆タクシー・飛行機・フェリーなどの運賃・・・タクシーは「10%」



飛行機やフェリーは国内線。各会社により割引の内容が違うので確認をしてください。

☆駐輪場定期利用料金の減免・・・市営駐輪場の定期利用料が半額に減免されます。
(一時利用、回数券利用は除く)



☆市営駐車場等駐車料金の減免・・・市営駐車場または市営施設等の有料駐車場の駐車料金が、一部減免となる場合があります。



*二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場、泉中央駅前駐車場は1時間無料で駐車できます。その他にも施設利用で駐車場が無料のところがあります。

☆自動車運転免許取得費用の助成・・・教習を受けるために要した費用の2/3(限度額10万円)
*所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

☆携帯電話料金の軽減・・・割引内容は会社ごとに異なりますが、基本料金を割引しているところが多いです。



☆公立施設・民間施設の割引・・・ほとんどの公立施設で無料や50%の利用料金割引をしています。民間の施設(水族館・映画館など)でも割引になります。



☆税金の軽減・・・手帳を持っている人や障害のある人を養っている人の税金を安くすることができます。例えば、所得税や住民税、相続税なども安くなります。



*ふれあい乗車証、駐輪場定期利用料金、税金などは役所で手続きしないと割引はされません。手帳を持っていれば自動的にサービスを受けられるわけではないので注意しましょう。

*「令和6年度版 ふれあいガイド 仙台市」引用
*「あたらしいほうりつの本」引用